

(お知らせ)

令和4年9月22日
防 衛 省

自衛隊の使用する自動車に関し道路運送車両法の適用除外指定の申出
手続に不備があった件について

防衛省においては、自衛隊の使用する自動車のうち、防衛大臣の申出により国土交通大臣が指定したものは、道路運送車両法の適用が除外される場所（自衛隊法第114条）、令和4年6月、適用除外指定を受けるべき自動車につき、これを受けていない事例がみつかりました。

このため、同自動車につき、直ちに車両の使用を停止するとともに、自衛隊の使用する全ての自動車につき、適用除外指定手続が適切に履践されていたか、状況を調査したところ、前述の1例のみであったことを確認しました。

今後、このような事案が生じることのないよう再発防止策等、所要の方策を講じるよう努めてまいります。

以上